

## 山形県スポーツ推進計画の計画期間の延長について

### ○概要

山形県スポーツ推進計画（「平成 25 年 3 月策定『山形県スポーツ推進計画』、及び平成 30 年 6 月策定『山形県スポーツ推進計画＜後期改定計画＞』」をいう。以下同じ。）は、計画期間を平成 25 年度からの 10 年間と定めており、令和 4 年度末で終了予定であった。

令和 5 年 1 月 30 日付けスポ保第 1206 号「令和 4 年度山形県スポーツ審議会について（書面開催）」にて計画期間延長を県スポーツ推進審議会委員に諮り、全会一致で賛成を得て最終的に令和 5 年 3 月に教育委員会へ付議のうえ、延長が決定している。

### ○延長の理由

下記理由により 2 年間延長した。

- ・重要な課題である部活動改革は今後 3 年間で大きな変化が見込まれている。このため、2 年間の計画延長によりスポーツ庁の施策及び地域の実態を踏まえた具体的な施策展開等が計画できること。
- ・部活動改革は、地域スポーツのあり方を大きく変え、あらゆる世代のスポーツ環境に影響を与えることが見込まれる。また、次期教育振興計画は令和 7 年度から開始予定であるため、新たな山形県スポーツ推進計画の作成を次期教育振興計画と合わせることで、生涯スポーツの振興においても、計画の整合性を図ることができること。

### ○延長の内容

2 年間延長するにあたり、現行の山形県スポーツ推進計画中における、文言を下記のとおり読み替えるものとしている。

現計画	変更後
今後 10 年間	今後 12 年間
平成 25 年度からの 10 年間	平成 25 年度からの 12 年間
平成 30 年度からの 5 年間	平成 30 年度からの 7 年間